

現行都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の評価と改訂の方向性

項目	基本方針(都市レベル)	個別方針(都市レベル)	取組状況及び今後の課題	評価	改訂の方向性
1. 土地利用の基本方針	①都市地域と農業、森林地域の明確な区分化を図り、自然と調和のとれたまちづくりをめざします。	〈都市地域及びその周辺〉			
		下御料地区の用途地域に隣接する区域は、北の峰地区における観光振興や移住定住にも対応した、適切な土地利用へ誘導します。整備の際は、地区計画を活用して、周辺の居住環境や自然環境との調和に配慮します。	・特定用途制限地域（リゾート産業地区）に変更済み。地区計画に代わる景観地区を指定済み。	見直し	・地区計画に係る表現を削除する。
		扇山地区の国道沿道の白地地域は、隣接する工業地と一体となった沿道利用に向けて秩序ある適切な土地利用の促進を図ります。	・特定用途制限地域（主要幹線道路沿道地区）を指定しており現状維持。	方針を継続	
		学田三区の国道沿道の白地地域は、当面は農業を振興する地区と位置付け、地域高規格道路富良野道路の開通後の交通動向等をふまえて、適切な土地利用を検討します。	・富良野道路が北の峰 I C～布部 I C で開通済み。継続して富良野北道路が整備中。 ・特定用途制限地域（主要幹線道路沿道地区）を指定している。 ・工業系用途地域内の未利用地等との兼ね合いを考慮する必要がある。	見直し	・開通後という表現を変更する
		〈農業地域、森林地域〉			
		清水山、ナマコ山、スキー場などの周辺の豊かな森林地帯を、森林地域として積極的に保全していきます。	・特定用途制限地域（田園居住地区）を指定しており現状維持	方針を継続	
		大沼地区、扇山地区、下五区の良い農地を、農業地域として積極的に保全します。	・特定用途制限地域（田園居住地区）を指定しており現状維持	方針を継続	
	②自然と調和した観光リゾート整備に向け適切に誘導します。	農業、森林地域を保全し、自然と調和した観光リゾート整備に向け適切な誘導を図ります。	・特定用途制限地域を指定し一部区域を変更済み。	方針を継続	
	③長期的な視野に基づいた市街地内の土地利用の促進をめざします。	〈住宅地〉			
		現在の市街地の形態を基本にして、専用住宅地と小規模の店舗や事務所等が共生する一般住宅地を適正に配置します。	・現在指定済みの用途地域を継続。	方針を継続	
		〈駅東地区〉			
		低層住宅を主体とした専用住宅地を配置し、必要に応じて地区計画を活用し、ゆとりある良好な住環境を保全します。	・現在指定済みの用途地域を基本に、必要に応じて地区計画等の指定を検討。	方針を継続	
		JR 根室本線沿線には、中高層の共同住宅や地域センター病院が立地しており、引き続き一般住宅地として配置します。	・現在指定済みの用途地域を継続。	方針を継続	
地区内の幹線道路沿道に必要な生活利便施設の立地を誘導します。		・現在指定済みの用途地域を継続。	方針を継続		
〈駅西地区〉					
中心市街地の中心商業業務地の周囲に一般住宅地を配置し、生活利便施設の確保とあわせて中高層住宅の建設を誘導し、街なか居住を推進します。	・区域マス（整開保）の見直しにあわせ、区分の見直し。	見直し	・高度利用住宅地、一般住宅地、に区分		

現行都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の評価と改訂の方向性

項目	基本方針(都市レベル)	個別方針(都市レベル)	取組状況及び今後の課題	評価	改訂の方向性	
		中心市街地の周囲に専用住宅地を配置し、戸建住宅と生活利便施設を中心とした良好な住環境を保全します。	・区域マス（整開保）の見直しにあわせ、区分の見直し。	見直し	・一般住宅地、専用住宅地に区分	
		国道 38 号と 237 号の沿線地区における沿道型住宅地としての土地利用の活性化を図ります。	・用途地域を準住居地域に変更し用途規制を緩和しており現状維持。	方針を継続		
		(北の峰地区)				
		スキー場周辺には、観光リゾート関連施設や商業施設の立地する一般住宅地を配置します。	・現在指定済みの用途地域を継続。	方針を継続		
		朝日ヶ丘総合公園の周辺には専用住宅地を配置し、市営住宅などの共同住宅、戸建住宅と生活利便施設が立地する良好な住環境へ誘導します。	・現在指定済みの用途地域を継続。	方針を継続		
		下御料地区の用途地域に隣接する区域は、自然環境及び既存住宅地の環境を阻害するおそれのある建築物の規制・誘導を図りながら、周辺と調和した一般住宅地としての活用を検討します。	・特定用途制限地域の区域変更及び景観地区を指定済み。将来的に用途地域の指定は予定していない	見直し	・市街地以外の方針に掲載	
		〈商業地〉				
		現在の中心商業地を市街地の核となる商業地として配置し、駅東地区、緑町地区に地区商業地を適正に配置します。	・緑町地区の一部の用途地域変更 ・駅東地区の幹線道路沿道の用途地域変更	方針を継続		
		〈工業地〉				
		現在の花園工業団地と学田工業団地を専用工業地として配置し、扇山地区の国道 38 号沿線を沿道型工業施設が立地する一般工業地として配置します。	・現在指定済みの用途地域を継続。	方針を継続		
④効率的な土地利用規制による良好な市街地形成をめざします。	現在の用途地域による土地利用規制を継続させ、良好な市街地形成をめざします。	現在の用途地域による土地利用規制を継続させ、良好な市街地形成をめざします。	・用途地域を基本として土地利用規制を行っており今後も継続。	方針を継続		
		準工業地域が指定されている地区に特別用途地区を指定し、大規模集客施設を制限します。	・特別用途地区を設定し大規模集客施設の制限を完了済。	方針を継続		
		中心市街地における準防火地域は、人口減少と高齢化の進行により市街地が変化していることや、市街地の再整備が行われることから、指定の見直しを行います。	・近隣商業地域、商業地域の指定区域に合わせて準防火地域を見直し済み。	方針を継続		
		工業地については、特別用途地区等を活用し工業地として合理的な土地利用の誘導を図ります。	・現在指定済みの特別用途地区を継続。	方針を継続		
		白地地域については、地域特性に配慮し良好な市街地形成を目指した特定用途制限地域指定に基づき建築物の規制・誘導を図ります。	・特定用途制限地域を基本として土地利用規制を行っており今後も継続。	方針を継続		
		⑤公共施設の適正な配置による土地利用の促進をめざします。	官公庁施設、文化施設、総合スポーツ公園、福祉施設、公営住宅等の公共施設を市街地内に適正に配置し、その周辺の土地利用の活性化をめざします。	市役所庁舎、文化会館の合築建替えが進行中。都市機能に係る今後の誘導施設について検討を要する。	・市役所庁舎、文化会館の合築建替えが進行中。都市機能に係る今後の誘導施設について検討を要する。	方針を継続

現行都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の評価と改訂の方向性

項目	基本方針(都市レベル)	個別方針(都市レベル)	取組状況及び今後の課題	評価	改訂の方向性
2. 市街地の開発及び再整備の基本方針	①中心市街地の再整備をめざします。	中心市街地活性化基本計画に基づき、滞留拠点整備等により街なか回遊を推進し、交流と賑わいが生まれる富良野の顔となる地区として魅力向上をめざします。	・中心市街地活性化基本計画に基づき継続。	方針を継続	
		中心市街地の生活利便性向上と快適な居住環境づくりを進めるとともに、中高層住宅の建設を誘導し、街なか居住を推進します。	・中心市街地活性化基本計画に基づき継続。	方針を継続	
	②市街地内の面的な未利用地の開発整備を誘導します。	西町、北斗町、新富町、東雲町、北の峰地区における面的な未利用地を周辺の住環境と一体となり、ゆとりのある住宅地としての開発整備を誘導します。	・現状農地として利用している箇所については田園住居地域への変更について検討	見直し又は継続	
		学田工業団地内の面的な未利用地を将来的な工業の振興が図れるような開発整備を誘導します。	・現在指定済みの用途地域を継続。	方針を継続	
③北の峰地区の振興に必要な面的な開発整備を検討します。	北の峰地区を観光振興や移住定住に対応した適切な土地利用を図る地区と位置付け、下御料地区の用途地域に隣接する区域は、一般住宅地としての開発整備を検討します。	・特定用途制限地域の区域変更及び景観地区を指定済み。	一部見直し		
3. 交通体系の整備に関する基本方針	①地域高規格道路を中心とした広域幹線道路網の整備をめざします。	地域高規格道路の整備に伴い、それを中心とした都市間幹線道路として国道 38 号及び 237 号を配置し広域幹線道路網の整備をめざします。	・富良野道路が北の峰 I C～布部 I C で開通済み。継続して富良野北道路が整備中。	一部見直し	・都市間幹線道路、広域幹線道路等、種別の呼称について精査する。
		②将来的な土地利用を考慮した幹線道路網の整備をめざします。	将来の市街地を考慮し、市街地内幹線道路網の適正な配置と整備をめざします。	・現在指定済みの都市計画道路を基本とし、未着手道路については検討する。	方針を継続
	③市街地内の幹線道路を再検討します。	市街地内幹線道路網と市街地外との良好なアクセスの確保、及び市街地外の主要施設や観光施設とのアクセスを確保するため、道路網の適正な配置と整備をめざします。	・現在指定済みの都市計画道路を基本とし、未着手道路については検討する。	方針を継続	
		北海道が策定した「都市計画道路見直しガイドライン」を参考に、未着手路線をはじめとする都市計画道路網の見直しを検討します。また、都市計画道路の見直しと併せて、見直し対象となった地域の土地利用について検討します。	・長期未着手の都市計画道路の見直し方針を策定し、西大通、平和通の見直しを実施済み。今後見直し方針に即した見直しを継続する。	見直し	・策定済み見直し方針に即して順次実施していく表現とする。
	④人にやさしい歩行者空間の創出をめざします。	市街地内幹線道路を中心に歩行者が安全に且つ快適に利用できるような歩道整備を促進し、回遊性を高める歩行者空間のネットワーク形成やバリアフリー化を進めます。	・	方針を継続	
		歩行者空間のネットワーク形成に併せて、回遊の魅力を高めるため、幹線道路内における歩行者の休憩空間の適正な配置をめざします。	・	方針を継続	
市街地への来訪者や海外からの観光客も一人歩きできるような、サインや情報提供体制の整備をめざします。		・	方針を継続		

現行都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の評価と改訂の方向性

項目	基本方針(都市レベル)	個別方針(都市レベル)	取組状況及び今後の課題	評価	改訂の方向性
	⑤東西市街地をつなぐ交通網の確保をめざします。	JR 根室本線により分断されている、東西市街地間のアクセスの確保をめざします。	・	方針を継続	
	⑥環境への負荷が低く、人にやさしい交通体系整備をめざします。	市民の足を確保するため、市民の行動ニーズや地域の事情に応じて、適切なバス路線網の形成をめざします。市街地内の交通ネットワーク、市街地から周辺地域をつなぐ交通ネットワークの形成にあたっては、環境への負荷が低いバスや自転車を利活用しやすい環境づくりを検討します。	・	方針を継続	
4. 自然環境の保全及び公園緑地の整備に関する基本方針	①富良野らしい自然的環境の積極的な保全をめざします。	将来的な土地利用方針において位置付けられた森林地域及び農業地域の積極的な保全をめざします。	・	方針を継続	
		緑の骨格を形成し、緑の軸となる空知川、富良野川等の良好な河川の積極的な保全と復元をめざします。	・	方針を継続	
	②観光リゾート地と自然的環境の調和をめざします。	観光リゾート開発において、周辺の自然的環境の保全と調和を考慮した開発をめざします。	・	方針を継続	
	③「緑の基本計画」に基づき、市街地内における公園緑地の適正な配置と整備をめざします。	地区住民が憩いとやすらぎを得ることができ、且つ地区のコミュニティ活動に寄与できるように公園緑地の適正な配置と整備をめざします。	・緑の基本計画を都市マス改定後に改定予定	方針を継続	
		市民が利用でき都市コミュニティ活動に寄与できるように、総合公園、運動公園、空知川河川緑地等の大規模公園緑地の適正な配置と整備をめざします。	・緑の基本計画を都市マス改定後に改定予定	方針を継続	
		「緑の基本計画」に基づき、駅西地区と駅東地区を緑化重点地区とし、とりわけ中心市街地を緑化重点モデル地区と位置付け、先導的な緑化空間整備をめざします。	・緑の基本計画を都市マス改定後に改定予定	方針を継続	
	④公共空間の緑化整備をめざします。	市街地内の小中学校、市役所等の公共施設内の緑化整備を促進し、公園緑地に準じるものとして地区住民が憩いとやすらぎを享受できる環境づくりをめざします。	・	方針を継続	
		市街地内の幹線道路沿線及び鉄道沿線における緑化整備を促進し、公園緑地と一体となった緑のネットワーク形成をめざします。	・	方針を継続	
⑤市街地内の公園緑地を誰でも利用できるような整備をめざします。	適正に配置された公園緑地において、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した整備を促進し、子供や若者と高齢者がつどい、世代を超えたコミュニケーションが創出されることをめざします。	・	方針を継続		

現行都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の評価と改訂の方向性

項目	基本方針(都市レベル)	個別方針(都市レベル)	取組状況及び今後の課題	評価	改訂の方向性
	⑥公園施設の安全性の確保と維持管理コストの縮減をめざします。	既存公園の安全性の確保と維持管理コストの縮減を図るため、公園施設の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理をめざします。	・	方針を継続	
	⑦住民参加による「まちごと公園」の促進をめざします。	市街地住民の参加と合意による住民所有地の庭づくり(ガーデニング)や花いっぱい運動等の「街並み」の緑化運動、民有地の樹木等の適切な維持管理によって「まちごと公園」の促進と浸透をめざします。	・取り組みの実施はあるが、都市マスに掲載する必要性について検討が必要	見直し又は削除	・緑の基本計画への掲載
5. 都市防災に関する基本方針	①将来的な市街地を考慮した防災ネットワークの創出をめざします。	「富良野地域防災計画」に基づいて、広域避難所、避難所、避難場所の適正な配置をめざします。	・	方針を継続	
		交通体系の整備方針で位置付けた幹線道路網を、住民を安全に避難場所まで誘導する避難路として配置します。	・	方針を継続	
6. その他の都市施設の整備に関する基本方針	①高齢・長寿社会に向けた福祉施設の充実をめざします。	高齢・長寿社会の本格的な到来に向けて「富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、特別養護老人ホーム、グループホーム、介護付有料老人ホームなど介護・福祉施設の適正な配置をめざします。	・富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を確認	方針を継続	
	②公共下水道の充実をめざします。	生活雑排水や産業排水などによる水質汚染対策を図るため、市街地の未整備区域の幹線管渠の整備を推進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図った改築更新をめざします。	・	方針を継続	
		雨水による浸水対策を図るため、雨水幹線の整備・改修を進めます。	・	方針を継続	
	③将来的な住宅需要に対応した公営住宅の再整備をめざします。	将来的な住宅需要、かつ高齢社会に対応した公営住宅の再整備をめざします。	・	方針を継続	
	④将来的なごみ処理体制の確立と充実をめざします。	「富良野市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの収集、中間処理、最終処分、リサイクル等の処理体制の確立と充実をめざします。	・一般廃棄物処理基本計画を確認	方針を継続	
	⑤総合スポーツ公園の整備・改修を進めます。	多様なスポーツレクリエーションニーズに対応するため、総合スポーツ公園の整備・改修を進めます。	・	方針を継続	
	⑥市場については、現施設を適切に維持管理します。	都市計画決定されている富良野市公設地方卸売市場は、施設の老朽化が進んでいることから適切に維持管理します。都市計画道路の見直しと併せて市場の区域についても検討します。	・H30より施設を民間に譲渡していることから方針を見直す	見直し	

現行都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の評価と改訂の方向性

項目	基本方針(都市レベル)	個別方針(都市レベル)	取組状況及び今後の課題	評価	改訂の方向性
	⑦周辺環境に配慮した河川整備に努めます	空知川、富良野川、ベベルイ川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策に努めます。	・	方針を継続	
7. 都市景観形成に関する基本方針	①自然と調和したまとまりのある市街地景観の創出をめざします。	市街地周辺の豊かな自然と調和し四季折々の美しい景観を創出し、住宅地景観、商店街景観等の地区の個性によって形成される景観をまとまりのあるものとするをめざします。	・ 策定中の景観計画との調整が必要	方針を継続	
	②中心市街地はまちの顔に相応しい景観形成をめざします。	中心市街地の整備に合わせ、来訪者が美しい環境の中で街なか回遊を楽しむことができるよう、富良野市のイメージを高める景観形成をめざします。	・ 策定中の景観計画との調整が必要	方針を継続	
	③景観法に基づく景観計画の策定に向け検討を進めます。	魅力あるデザインされた市街地と、富良野ならではの田園景観の保全と修景をめざして、景観法に基づく景観計画の策定及び景観行政団体への指定に向け検討を進めます。	・ 現在策定中	見直し	
	④景観形成を推進するための体制づくりをめざします。	景観形成は、基幹産業の農業、観光の振興にとっても重要となることから、市民、企業、行政が協働で持続的に取り組み、良好な景観を形成することができる体制づくりをめざします。	・ 現在策定中	見直し	

追加項目・キーワード(案)

- ・ 自動車がなくても暮らしやすい公共交通
- ・ 防災～区域内の土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域
- ・ 空き家、空き地
- ・ 立地適正化計画（居住誘導・都市機能誘導・公共交通）の検討
- ・ 田園住居地域の検討